

院内掲示

【入院基本料に関する事項】

当院では、1日に8人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。
なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・朝9時～夕方17時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は10人以内です。
- ・夕方17時～翌朝9時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は19人以内です。

また、患者様の身支度や食事等の身の回りのお世話をさせていただく看護補助者が4人以上勤務しています。

【関東信越厚生局への届出事項】

1. 以下の施設基準に適合している旨の届出を行っています。

（1）基本診療料の施設基準等

- ◆一般病棟入院基本料（地域一般入院料3）
- ◆看護配置加算
- ◆看護補助加算1

（2）特掲診療料の施設基準等

- ◆運動器リハビリテーション料（Ⅰ）
- ◆脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ）
- ◆呼吸器リハビリテーション料（Ⅱ）
- ◆CT 撮影及びMRI 撮影
- ◆がん治療連携指導料
- ◆医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術
- ◆胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- ◆二次性骨折予防継続管理料1及び2

2. 当院では、入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。また、食事療養標準負担額は一般の方で460円です。